

市民オンブズ岡崎

ホームページ

<http://www6.ocn.ne.jp/~onbokaza/>

NO. 8 2

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL (0564)53-7857 FAX 53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2013.7.2

監査請求出す！

幼なじみだからって、3月定年退職する職員を12月に昇任させて、300万円余分に市税使うのって「有り？」

12月3日付中日新聞に取り上げられ、市議会の一般質問でも取り上げられた職員の昇任事案、職員からも不満の声が上がっていたため、私たちの知るところとなった。

そもそも市職員の昇給昇格は、前年度の人事評価により、4月1日付で行われている。4年前までは、勤務評定により年4回に分けて職員を昇給させていたが、4年前に人事評価により年1回に変わっている。制度自体が変わっているのだから、年度途中の昇任は基本的にあり得ないものである。

当該者は副主幹から参事（課長級）に昇任となっている。退職を前にして平成24年度4月1日段階で副主幹ということは、組織内の評価は、本人に失礼だが、今回の異例といえる昇任を見るような優秀という評価をされてこなかったはずである。ところが、県会議員を辞め、市長選挙で当選され10月に就任された内田康宏市長は、某氏が庁内でどのような成果を上げられていたのか、上げていなかったのか知るよしもない。給与条例では市長が特に認めたときは2段階飛び越えて昇任させることができるが、就任から1ヶ月ですぐに昇任を起案しているのだから、某氏の施策実行の評価などできるわけがない。任命権の濫用に当たる。

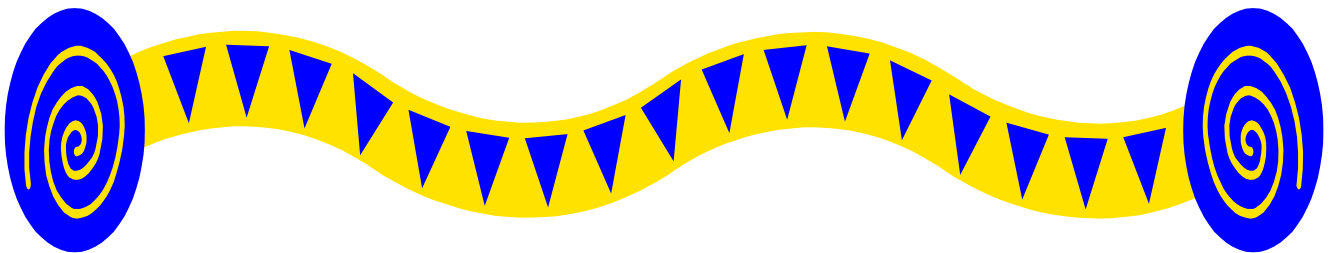
さて、総務部長の市議会の答弁で約4万円の昇給ということなので、試算してみよう。5級は89級（403,200円）これに地域手当8%（32,256円）、管理職手当（53,500円）を加えた金額（488,956円）が基礎額になる。

昇任したあとの給料額は、「岡崎市職員の給与に関する条例施行規則」第23条の規定により、7級31号給（430,200円）となり、これに地域手当8%（34,4

16円)及び管理職手当(77,400円)を加えた金額(542,016円)となる。この差が53,060円となる。

これを元に計算すると、市長は条例に基づかない昇任によって、給料差額53,060円×4ヶ月=212,240円、12月期末勤勉手当差額1.85ヶ月として98,161円、さらに退職金が(給料差額53,060円×59.28ヶ月+調整額差額16,700円×4)3,212,196円、合計で3,522,597円の市税を不当に支出させたことになる。

よって、内田市長は、不当に支出した(昇任に伴う増加)額相当額を市に返還すべきであるということで監査請求をしました。監査請求書を添付します。



8月に例会はお休みします。

8月は何かと忙しい方が多いので、例会をお休みします。なお、9月例会は第二火曜日の9月10日に変更します。会場は岡崎中央図書館「りぶら」102会議室です。